

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 八年 三月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「年額百三十万円以上」の次に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。